

平成27年度司法書士試験において適用される法令によりますと、正誤に変更が生じる問題が発生いたしましたので、ここに訂正させていただきます。

該当頁	箇所	改正前	改正後
p386	平成25年第32問ウの解説	ウ 正しい。株式会社の代表取締役等、内国会社の代表者のうち、少なくとも1人は、日本に住所を有していなければならない(昭59.9.26民四4974号回答)。したがって、代表取締役のうち少なくとも1名が日本に住所を有していなければ、本記述の登記を申請することができない。	ウ 誤り 株式会社の代表取締役等、内国会社の代表者のうち、少なくとも1人は、日本に住所を有していなければならない(昭59.9.26民四4974号回答)との取扱いは撤回された(平27.3.16民商29号依命通知)。したがって、代表取締役のうち少なくとも1名が日本に住所を有していなくても、本記述の登記を申請することができる。

したがって、この改正により正しい記述はアのみとなり、問題が成立しなくなった。